

労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則 の一部を改正する省令案要綱

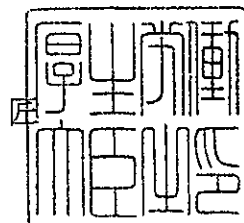


厚生労働省発基1214第7号
平成30年12月14日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第9条第1項第1号の規定に基づき、「労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」(別紙)について、貴会の意見を求める。

労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働基準法施行規則の一部改正

一 決議の届出

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の労働基準法（以下「新労基法」という。）第四十一条の二第一項の規定による届出は、様式第十四号の二により、所轄労働基準監督署長にしなければならないものとする。

二 同意の取得の方法

新労基法第四十一条の二第一項各号列記以外の部分に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を明らかにした書面に労働者の署名を受け、当該書面の交付を受ける方法（当該労働者が希望した場合にあつては、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法）とする。

(一) 労働者が新労基法第四十一条の二第一項の同意をした場合には、同項の規定が適用されることとなる旨

- (二) 新労基法第四十一条の二第一項の同意の対象となる期間
- (三) (二)の期間中に支払われると見込まれる賃金の額

三 対象業務

新労基法第四十一条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務に従事する時間に関し使用者から具体的な指示（業務量に比して著しく短い期限の設定その他の実質的に当該業務に従事する時間に関する指示と認められるものを含む。）を受けて行うものを除く。）とすること。

- (一) 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
- (二) 資産運用（指図を含む。以下同じ。）の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
- (三) 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務

(四) 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する
考案又は助言の業務

(五) 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

四 職務の合意の方法

新労基法第四十一条の二第一項第二号イの厚生労働省令で定める方法は、使用者が、次に掲げる事項を明らかにした書面に労働者の署名を受け、当該書面の交付を受ける方法（当該労働者が希望した場合にあつては、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法）とすること。

(一) 業務の内容

(二) 責任の程度

(三) 職務において求められる成果その他の職務を遂行するに当たって求められる水準

五 年収要件

1 新労基法第四十一条の二第一項第二号ロの基準年間平均給与額は、厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額の一月分から十二月分までの各月分の合計額とす

ること。

2 新労基法第四十一条の二第一項第二号口の厚生労働省令で定める額は、千七十五万円とすること。

六 健康管理時間

1 新労基法第四十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める労働時間以外の時間は、休憩時間その他対象労働者が労働していない時間とすること。

2 新労基法第四十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法とすること。ただし、事業場外において労働した場合であつて、やむを得ない理由があるときは、自己申告によることができ、るものとする。

七 選択的措置

1 新労基法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める時間は、十一時間とすること。

2 新労基法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める回数、四回とすること。

3 新労基法第四十一条の二第一項第五号ロの厚生労働省令で定める時間は、一週間当たりの健康管理

時間が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とすること。

(一) 一箇月 百時間

(二) 三箇月 二百四十時間

4 新労基法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める要件は、一週間当たりの健康管理時間が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間が一箇月当たり八十時間を超えたこと又は対象労働者からの申出があったこととすること。

5 新労基法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める項目は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目であつて脳・心臓疾患との関連が認められるもの及び当該対象労働者の勤務の状況、疲労の蓄積の状況その他心身の状況の確認とすること。

八 健康管理時間の状況に応じた健康及び福祉を確保するための措置

新労基法第四十一条の二第一項第六号の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とすること。

(一) 新労基法第四十一条の二第一項第五号イからニまでに掲げるいずれかの措置（以下「選択的措置」

- という。)であつて、同号の規定により使用者が講ずるものとして同項の決議をした措置以外のもの
- (二) 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導を行うこと。
 - (三) 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - (四) 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - (五) 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - (六) 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

九 その他の決議事項

- (一) 新労基法第四十一条の二第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。次に掲げるものとして同項の決議をした措置をしない限り更新されない旨
- (二) 新労基法第四十一条の二第一項に規定する委員会の開催頻度及び開催時期

(三) 常時五十人未満の労働者を使用する事業場である場合には、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師を選任すること。

(四) 使用者は、イからチまでに掲げる事項に関する労働者ごとの記録及びりに掲げる事項に関する記録を(一)の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間保存すること。

イ 新労基法第四十一条の二第一項の規定による同意及びその撤回

ロ 新労基法第四十一条の二第一項第二号イの合意に基づき定められた職務の内容

ハ 新労基法第四十一条の二第一項第二号ロの支払われると見込まれる賃金の額

ニ 新労基法第四十一条の二第一項第三号の健康管理時間の状況

ホ 新労基法第四十一条の二第一項第四号に規定する措置（以下「休日確保措置」という。）の実施状況

ヘ 選択的措置のうち、新労基法第四十一条の二第一項の決議により使用者が講じた措置

ト 新労基法第四十一条の二第一項第六号に規定する対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置（以下「健康・福祉確保措置」という。）のうち、同項の決議により使用者が講じた措置

チ 新労基法第四十一条の二第一項第八号に規定する対象労働者からの苦情の処理に関する措置として使用者が講じた措置

リ (三)による医師の選任の記録

十 報告

1 新労基法第四十一条の二第二項の規定による報告は、同条第一項の決議が行われた日から起算して六箇月以内ごとに、様式第十四号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならないものとする。

2 新労基法第四十一条の二第二項の規定による報告は、健康管理時間の状況、休日確保措置の実施状況、選択的措置として講じた措置の実施状況及び健康・福祉確保措置として講じた措置の実施状況について行うものとする。

十一 労使委員会

新労基法第四十一条の二第一項の委員会の要件等について、労働基準法第三十八条の四第一項の委員会の要件等に準じて定めること。

第二 労働安全衛生規則の一部改正

一 改正法第四条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下「新安衛法」という。）第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導等に係る事項について、産業医の職務及び産業医に対し情報提供する事項として追加すること。

二 新安衛法第六十六条の八の四第一項の厚生労働省令で定める時間は、一週間当たりの健康管理時間が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間について、一月当たり百時間とすること。

三 新安衛法第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導の実施方法等について、新安衛法第六十六条の八の二第一項に規定する面接指導の実施方法等に準じて定めること。

四 新労基法第四十一条の二第一項の規定により労働者について、新安衛法第六十六条の八の四第一項の面接指導の義務の対象となる労働者以外の労働者から申出があった場合には、当該面接指導を行うよう努めなければならないものとする。

第三 その他

一 この省令は、平成三十一年四月一日から施行すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。